

規 則

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第60号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

第3条第1項中「「開示請求」」を「「本人確認情報の開示の請求」」に、「行うものとする」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「について本人が開示請求を」を「の開示の請求を本人が」に改め、同条第3項中「について法定代理人が」を「の開示の請求を」に、「開示請求を」を「法定代理人が」に改め、同条第4項中「、開示」を「開示」に、「同項ただし書」を「同条第2項ただし書」に、「、本人確認情報」を「本人確認情報」に改める。

第5条第1項中「行うものとする」を「しなければならない」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（本人確認情報の開示手続等に関する規定の準用）

第6条 前3条の規定は、法第30条の44の13の規定により読み替えて準用する法第30条の32及び法第30条の44の13において準用する法第30条の33の規定に基づく附票本人確認情報（法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。以下この条において同じ。）の開示に係る手続並びに法第30条の44の13において準用する法第30条の35の規定による附票本人確認情報の訂正等の申出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	第30条の32第1項	第30条の44の13の規定により読み替えて準用する法第30条の32第1項
	本人確認情報に	附票本人確認情報に
	本人確認情報の	附票本人確認情報の

	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書
第3条第2項及び第3項	本人確認情報	附票本人確認情報
第3条第4項	第30条の32第2項本文	第30条の44の13において準用する法第30条の32第2項本文
	本人確認情報	附票本人確認情報
第3条第5項	前項の本人確認情報	第6条の規定により読み替えて準用する前項の附票本人確認情報
第4条	第30条の33第2項	第30条の44の13において準用する法第30条の33第2項
	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
第5条第1項	第30条の35	第30条の44の13において準用する法第30条の35
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	本人確認情報訂正等申出書	附票本人確認情報訂正等申出書
第5条第2項	本人確認情報	附票本人確認情報
	第3条第2項及び第3項	次条の規定により読み替えて準用する第3条第2項及び第3項
第5条第3項	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	第30条の35	第30条の44の13において準用する法第30

		条の35
	本人確認情報調査結果通知書	附票本人確認情報調査結果通知書
別記第2号様式	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書
	第30条の32第1項	第30条の44の13の規定により読み替えて準用する同法第30条の32第1項
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
別記第3号様式	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
	第30条の33第2項	第30条の44の13において準用する同法第30条の33第2項
別記第4号様式	本人確認情報訂正等申出書	附票本人確認情報訂正等申出書
	第30条の35	第30条の44の13において準用する同法第30条の35
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
別記第5号様式	本人確認情報調査結果通知書	附票本人確認情報調査結果通知書
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	第30条の35	第30条の44の13において準用する法第30条の35

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

[illegible]

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

年　月　日

高知県知事　様

請求者　郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

本人確認情報訂正等申出書

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の訂正（追加又は削除）を申し出ます。

開示を受けた年月日	年　月　日		
訂正（追加又は削除）の申出に係る本人確認情報の内容	個人番号		
	住民票コード		
	住所		
	氏名		
	生年月日		
	性別		
	区分及び事由		
	上記事由に対応する年月日	年　月　日	
訂正（追加又は削除）を求める内容及び理由			
本人の状況（法定代理人による申出の場合に記入してください。）	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人		
※ 受付年月日	年　月　日		
※ 本人又は法定代理人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他（ ）		
※ 法定代理人の資格確認	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
※ 備考			

注　１　※印欄は、記入しないでください。
２　訂正等の申出をする者は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類（以下「運転免許証等」という。）を提示してください。
３　法定代理人が本人に代わって訂正等の申出をする場合は、法定代理人は、自己に係る運転免許証等及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示してください。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

規 則

◎ 高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則